

別紙（第4条関係）

補助対象事業に係る留意事項

- ・ 第4条第1項第1号イその他と認められる機器等の例は、以下のとおり。
 - ア 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
 - イ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
 - ウ 生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
 - エ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
 - オ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
 - カ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

- ・ 第4条第1項第2号介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例は、以下のとおり。
 - ア 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
 - イ 「介護業務支援」に該当する複数の機器
 - ウ 介護記録ソフト+介護請求ソフト 等

- ・ 第4条第1項第1号及び第2号において、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない（補助は1機種限り）。

- ・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。

- ・ 「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。なお、TAISに公表されていない機器等であっても、補助対象とする場合がある。

- ・ 第4条第1項第1号アの機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。
 - なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。
 - ア 主となる機器が介護ソフトの場合は、別表（第6条関係）に定める基準額
 - イ 主となる機器が介護ソフト以外の場合は、別表（第6条関係）に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額
 - また、通信費は上記経費には含まないこととする。

- ・ 第4条第1項第1号アの機器等の導入に付帯して必要となる経費の例は、以下のとおり。

ア 介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）

イ 介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末 等

- ・ 重点分野のうち「介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。

なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。

- ・ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記を要件とする。

国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省から都道府県に情報提供される「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。